

第5章 少子化社会対策はどのように進展してきたか

第1節 これまでの少子化社会対策の経緯

1 エンゼルプランの策定

1990（平成2）年の「1.57ショック」以降、政府では、少子化社会に対する取組を開始した。ただし、この頃は、概して出生率の低下は一時的な傾向としてとらえられていた。本格的な取組の第一歩は、1994（平成6）年策定の「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）であり、保育サービスの量的拡大や多様化等について、計画的に整備を進めることとした。

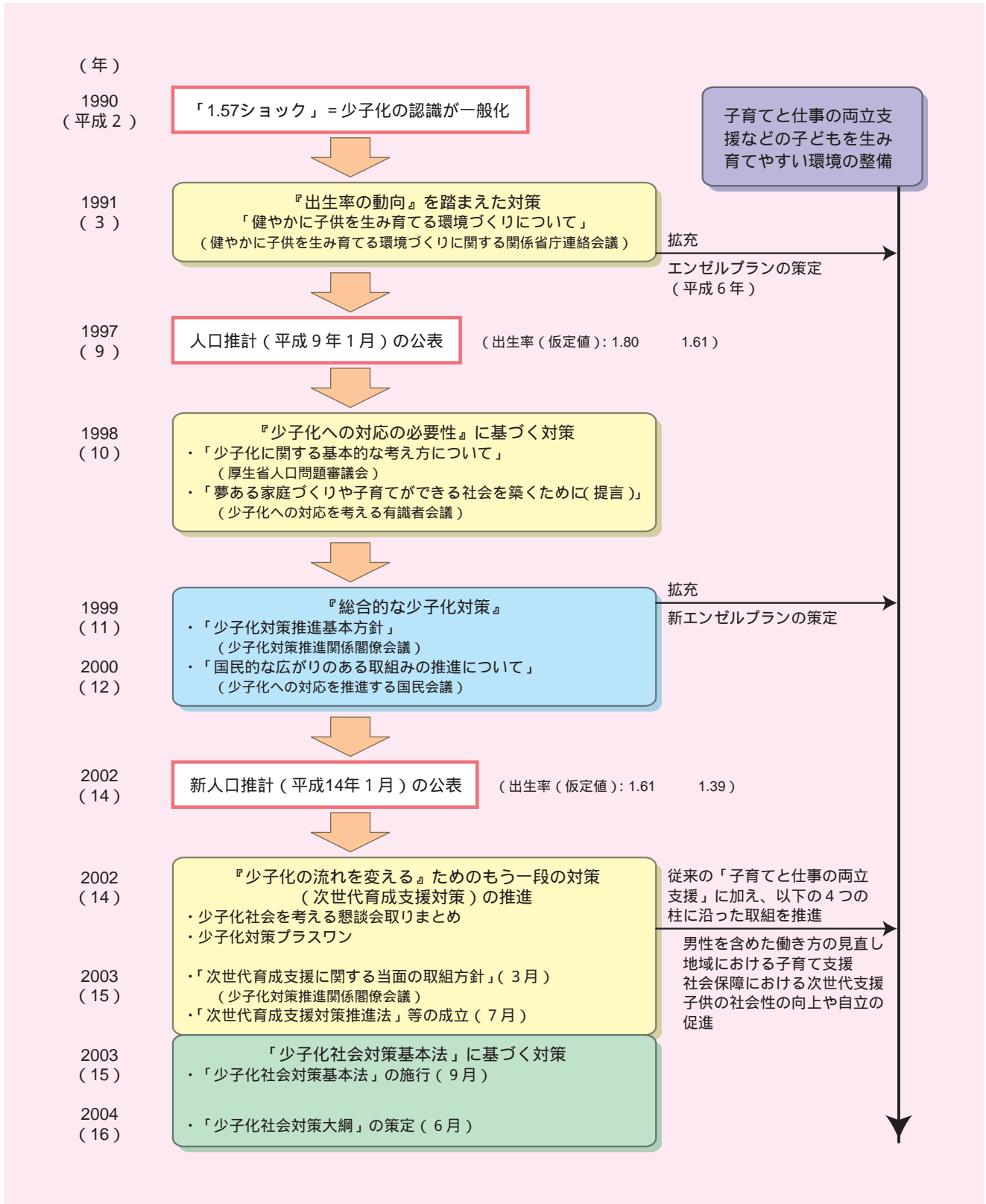
政府は、1999（平成11）年5月から、少子化対策推進関係閣僚会議を開催し、同年12月、「少子化対策推進基本方針」を決定した。同年12月、この基本方針に基づく重点施策の具体的実施計画として、新エンゼルプランを策定した。最終年度（2004（平成16）年度）の目標値には、これまでの保育サービス関係ばかりでなく、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加わった。

2 2000（平成12）年からの少子化社会対策

厚生労働省では、2002（平成14）年9月、少子化対策の一層の充実に関する提案として、「少子化対策プラスワン」を取りまとめた。これを踏まえ、2003（平成15）年3月、少子化対策推進関係閣僚会議において、「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が決定された。

2003（平成15）年及び2004（平成16）年には、次世代育成支援対策推進法の制定（地方公共団体や事業主は、次世代育成支援のための行動計画を策定すること等）や、児童手当法の一部改正（児童手当の支給対象年齢を小学校第3学年修了時まで引上げ）、児童虐待防止法の改正が行われた。

第1-5-1図 少子化社会対策に関するこれまでの政府の取組の流れ



第2節 少子化社会対策基本法と少子化社会対策大綱の策定

1 少子化社会対策基本法の成立と施行

2003（平成15）年7月、議員立法として国会に提出されていた少子化社会対策基本法が成立した。同法は、急速な少子化の進展が、21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらすものであり、少子化の進展に歯止めをかけることが求められているとの認識に立って、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的としたものである。

また、同法に基づき、少子化社会対策大綱の策定や関係行政機関相互の調整・重要事項の審議等を行う機関として、総理を会長とし、全閣僚により構成される少子化社会対策会議が内閣府に設置されることとなった。

2 少子化社会対策大綱の策定

2004（平成16）年6月、少子化社会対策基本法に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、少子化社会対策大綱が策定された。同大綱では、3つの視点と4つの重点課題のもとに、28の具体的な行動を掲げ、内閣をあげて取り組むこととしている。

2004（平成16）年中には、少子化社会対策の具体的実施計画である新新エンゼルプラン（仮称）を策定することとしており、わが国の少子化社会対策は新たなステップを踏み出している。

第1-5-5図 少子化社会対策大綱の3つの視点と4つの重点課題

3つの視点

自立への希望と力（若者の自立が難しくなっている状況を変えていく）
 不安と障壁の除去（子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を変えていく）
 子育ての新たな支え合いと連帯 家族のきずなと地域のきずな -
 「生命を次代に伝えはぐくんでいくことや家庭を築くことの大切さの理解を深めていく。」
 子育て・親育て支援社会をつくり、地域や社会全体で変えていく。



4つの重点課題

- 若者の自立とたくましい子どもの育ち
- ・就業困難を解消するための取組、豊かな体験活動の機会の提供
 - ・仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
 - ・企業の行動計画の策定、目標達成の取組
 - ・勤務時間の短縮等の措置、再就職支援
- 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
- ・生命の尊さを実感し、社会とのかかわりなどを大切にするこへの理解を深める
- 子育ての新たな支え合いと連帯
- ・子育て支援施策の効果的な実施、身近な地域でのきめ細かな子育て支援の取組、児童虐待など特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援
 - ・妊娠、出産、子どもの育ちにかかわる保健医療

第1-5-6図 重点課題に取り組むための28の行動

| | |
|---|---|
| <p>【若者の自立とたくましい子どもの育ち】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 若者の就労支援に取り組む (2) 奨学金の充実を図る (3) 体験を通じ豊かな人間性を育成する (4) 子どもの学びを支援する | <p>【生命の大切さ、家庭の役割等についての理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> (11) 乳幼児とふれあう機会の充実等を図る (12) 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める (13) 安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成についての理解を進める |
| <p>【仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> (5) 企業等におけるもう一段の取組を推進する (6) 育児休業制度等についての取組を推進する (7) 男性の子育て参加促進のための父親プログラム等を普及する (8) 労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る (9) 妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める (10) 再就職等を促進する | <p>【子育ての新たな支え合いと連帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> (14) 就学前の児童の教育・保育を充実する (15) 放課後対策を充実する (16) 地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る (17) 家庭教育の支援に取り組む (18) 地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する (19) 児童虐待防止対策を推進する (20) 特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する (21) 行政サービスの一元化を推進する (22) 小児医療体制を充実する (23) 子どもの健康を支援する (24) 妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する (25) 不妊治療への支援等に取り組む (26) 良質な住宅・居住環境の確保を図る (27) 子育てバリアフリーなどを推進する (28) 児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める |